

議会九月定例会開催

議会九月定例会は、去る、九月二十四日から会期三日をとり、会議は二十四・二十六日の両日に開催されました。

議会費 一六一七千円
 総務費 一七三〇千円
 民生費 二八九九千円

本議会には、一般会計補正予算案をはじめ四件の議案が提案され各案件ともに原案どおり可決されました。

一般質問では、町有地の有効利用・町有財産の管理状況および町営住宅行政に関する質問がありました。

なお、八月二十一日には臨時議会が開催され、議案六件が原案どおり可決されました。

この両議会に提案可決された議案の概要は次のとおりです。

○臨時議会（八月）

▽一般会計補正予算（二号）

歳入歳出ともに四、七九一万六千円を追加し、予算総額を一一億四九〇万六千円とするもの、各款ごとの計上額は次のとおり

階級	勤務年数			
	十五年以上 十五年末満	二十年以上 二十五年末満	二十五年以上 三十年末満	三十年以上
議長	四〇,〇〇〇円	五五,〇〇〇円	八〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円
副議長	三五,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円	七五,〇〇〇円	九五,〇〇〇円
副団長	三〇,〇〇〇円	四五,〇〇〇円	七〇,〇〇〇円	九〇,〇〇〇円
分団長及び 副分団長	一五,〇〇〇円	二〇,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円	四〇,〇〇〇円
班部長及び 班員	一〇,〇〇〇円	一五,〇〇〇円	二五,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円

大総保所改築・防音工事を次のとおり契約するもの。

契約金額 五一六四万円

契約者 吉岡建設株式会社

▽消防団員等公務災害補償条例の一部改正

消防団員および消防作業従事者が公務により損害を受けたときの補償金の算定基礎額を引き上げるもの。

▽消防団員の退職報償金の支給に関する条例の一部改正

退職金の支給条件の年限が十五年以上であったものを十年以上に改めるもの、各階級別の支給額は別表のとおり。

▽印鑑条例の全部を改正する条例制定。

印鑑の登録・証明の制度を全面的に改めるもの（前号参照）

△六月十五日に支給する期末手当の特例に関する条例制定。

議会議員、特別職および一般職の職員に支給する六月期末手当のほか特例により、報酬給料月額の百分の九十プラス一万円を支給するもの。

△定例議会（九月）

○一般会計補正予算（三号）

歳入歳出ともに五八九三万円を追加し、予算総額を一一億六三三万七千円とするもの、各款ごとの計上額は次のとおり

総務費 二二九六千円

民生費 一二七一千円

衛生費 六八七千円

農林水産費 四〇三八〇千円

商工費 三〇五千円

土木費 二二六三千円

消防費 二九一十千円

教育費 七七六一千円

災害復旧費 三六七六千円

△契約の締結

町道鳥喰新田線舗装新設工事を次のとおり契約するもの。

契約金額 五九、六七万円

契約者 古谷建設興業有限公司

△山武郡市広域行政組合規約の一部を改正する規約の制定協議。

（略）

△国民保養センター特別会計補正予算（一号）

歳入歳出ともに九三六万円を追加し、予算総額を七九五万円とするもの。

結核住民検診実施計画表

月日（曜日）	時間	実施場所
十一月十二日（月）	午前九時～十一時三十分 午後一時～三時	本町青年館 古川青年館
十一月十三日（火）	午前九時～十一時三十分 午後一時～三時	東町児童館 東町児童館 上町青年館
十一月十四日（水）	午前九時～十一時三十分 午後一時～三時	鳥喰新田成就寺 栗山青年館
十一月十五日（木）	午前九時～十一時三十分 午後一時～三時	横芝町役場職員会館 （旧NHK寮） 鳥喰沼集会所 鳥喰下集会所
十一月十六日（金）	午前九時～十一時三十分 午後一時～三時	上塚農協 牛熊青年館 木戸台青年館
十一月十七日（土）	午前九時～十一時三十分 午後一時～三時	横芝町役場 横芝町役場
十一月十八日（日）	午前九時～十一時三十分 午後一時～三時	姥山青年館 長倉青年館 於幾青年館
十一月十九日（月）	午前九時～十一時三十分 午後一時～三時	坂田農村協同館 坂田農村協同館 中台農村協同館
十一月二十日（火）	午前九時～十一時三十分 午後一時～三時	屋形共同青年館 南川岸青年館 立会青年館
十一月二十一日（水）	午前九時～十一時三十分 午後一時～三時	関場青年館 北清水青年館 新島農村協同館
十一月二十二日（木）	午前九時～十一時三十分 午後一時～三時	横芝町役場